

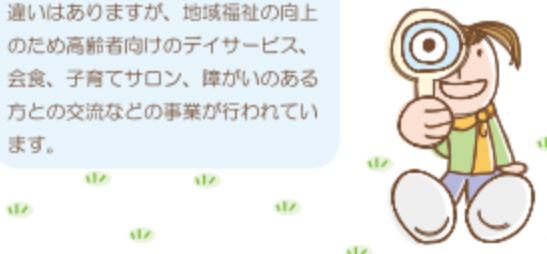
あなたの住んでいる地域には

地区 社協

が
あ
り
ま
す

保土ヶ谷区には、ほぼ地区連合町内会に準する形で 22 の地区社協があります。より地域に近いところで、地域の支え合いを実現するのが、地区社協です。自治会・町内会会长や民生委員児童委員などの地区の委員、ボランティアなど地域の様々な人によって構成されています。

地区社協は多くの方たちと連携し、福祉活動を行います。地区によって違いはありますが、地域福祉の向上のため高齢者向けのデイサービス、会食、子育てサロン、障がいのある方との交流などの事業が行われています。



社協のめざすもの

「住み慣れた地域で、自分らしく暮らしたい。」これは、全ての人々の願いです。こうした願いをかなえるためには、そこに住む地域の皆さんが必要に支えあうことが必要です。

社協は、地域で把握された課題を、地域全体の課題としてとらえ、地域の様々な個人や関係機関の人たちみんなで考え、話し合い、協力して解決をはかることを目的としています。そして、その活動を積み重ねながら誰もが安心して暮らしていける「福祉のまちづくり」を取り組んでいます。

社協の組織って、どんな人たちで構成しているの？

社協は以下のような多様な方が会員として関わり部会を構成しています。

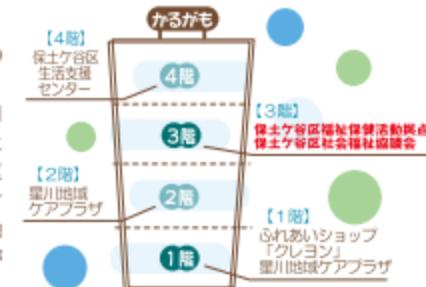


福祉施設関係者、民生委員児童委員、地区社協、地区連合町内会、障がい者等当事者団体、ボランティア、市民活動団体、福祉団体、行政、学識経験者、地域団体 など

このように区内の幅広い分野の方が参加して活動を展開しているのが、社協の大きな特徴です。また各種部会の会員から選出された理事・評議員が社協の運営に携わり、事業を進めています。

かるがもでお待ちしています。

総合福祉拠点「かるがも」の1階・2階には、ふれあいショップ「クレヨン」、星川地域ケアプラザ、3階に保土ヶ谷区福祉保健活動拠点、区社協の事務所、4階は保土ヶ谷区生活支援センターと、地域福祉に関する多くの機能が集まっています。



【保土ヶ谷区社会福祉協議会】

〒240-0001
横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11
かるがも 3階
TEL045-341-9876 FAX045-334-5805
<http://www.shakyohodogaya.jp/>
●令和元年10月現在



社協について
知りたいあなたへ
お伝えします。



社協の主な活動を紹介します。

「福祉」に関する広報、啓発、区内で安心して暮らすための事業、福祉活動を推進するための財源確保の取組などを行っています。

みんなに「福祉」を知ってもらいたい

(1) ボランティア活動や福祉活動のPR

広報紙「社協ほんがや」や「ボランティア情報」の発行、ホームページの運営、社会福祉大会、イベントやシンポジウムなどを行っています。

(2) 担い手育成

ボランティア入門講座やステップアップ講座などを行い、ボランティアを育成します。

(3) 福祉保健に関する情報提供

福祉保健活動に関する情報を収集し、ポスターの掲示や自由にお持ちいただけるようチラシの配架により情報提供をしています。

(4) 福祉教育

学校や地域における福祉教育・福祉啓発活動の相談受付や福祉体験に活用する機器の貸出を行っています。



福祉の活動を応援するために、必要な財源を確保します

(1) 会費・賛助会費

本会の活動に賛同してくださる地域の個人や団体の皆さまから会費をいただき、地域福祉事業に活用します。

(2) 善意銀行の運営

地域の皆さまや企業等からの善意の寄付(金品)をお預かりし、必要とする区内の福祉団体等へ配分します。

(3) 共同募金

共同募金会では、地域の方から募金をお預かりして、福祉活動の推進や福祉施設への備品整備などに配分して、地域の福祉活動の充実に役立てます。

(4) 日赤会費募金

日本赤十字社では、会費募金をお預かりして、災害等の被災者の救護活動や災害見舞金の配付、救急法講習会等を実施するために役立てます。



保土ヶ谷区で安心して暮らすために

(1) 地域福祉保健計画（保土ヶ谷ほっとなまちづくり）の推進

誰もが安心して暮らせる地域をつくるための地域福祉保健計画を区役所や地域ケアプラザと連携して推進します。

(2) ボランティアセンターの運営

ボランティアしたい人とお手伝いを必要とする人をつなぎます。ボランティア登録、ボランティア依頼の調整、ボランティア相談対応などをています。また、ボランティア保険の受付も行っています。

(3) あんしんセンターの運営

自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある高齢の方や障がいのある方が、安心して日常生活が送れるようお手伝いします。定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等の預かりサービスを提供します。

(4) 移動情報センターの運営

障がいのある方の外出について、ご本人やご家族からの相談に応じ、必要となる支援制度やヘルパー事業所、ボランティア等を紹介し、実際のサービス利用までをサポートします。

(5) 送迎サービス

公共交通機関のご利用が困難な高齢の方や障がいのある方の外出を、ボランティアが運転する送迎車（リフトアップ車、車いす対応車）でお手伝いします。

(6) 福祉保健活動拠点の管理・運営

指定管理者として、区内で福祉保健活動を行っている団体に対して、部屋や印刷機等の貸出を通して活動の支援を行います。

(7) 生活福祉資金貸付事業の実施

低所得世帯、高齢の方や障がいのある方の世帯に対して、必要な相談支援を行い、世帯の経済的自立を図り、安定した生活を送ることを目的とした貸付事業を行います。

(8) 地区社会福祉協議会・障がい者児団体・ボランティア団体への支援・助成等

地区社協・障がい者児団体・ボランティア団体等に活動費の助成やネットワークづくり等の支援を行います。

よ~し！「かるがも」に行ってみよう！

